

公益財団法人大阪産業振興機構 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪産業振興機構（以下「振興機構」という。）が受領する寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 一般寄附金 広く一般社会に常時募集活動を行うことにより受領する寄附金
 - (2) 特定寄附金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募集活動を行うことにより受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 振興機構は、常時一般寄附金を募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条に定める公益目的事業に使用するものとする。

(特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集目的、募集理由、次項に規定する資金用途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募集要綱」という。）を理事会に提出し、承認を求めるものとする。

- 2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。
- 3 特定寄附金を募集するときは、募集要綱を募集の対象者に事前に交付しなければならない。
- 4 前項にかかわらず、ホームページにおいて募集要綱を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(寄附の募集に関する禁止行為)

第5条 振興機構の理事もしくは監事又は代理人、使用人その他の従業者は、寄附の募集に関して、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第17条の各号に定める行為をしてはならない。

(寄附の申入れ)

第6条 寄附者から振興機構に対し寄附の申入れがあったときは、寄附者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者及び主たる事業所の所在地)、寄附金額、その他必要な事項を確認のうえ、当該寄附者から寄附金申込書を受領するものとする。

(寄附金受領証明書の交付)

第7条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく寄附金受領証明書を寄附者に交付するものとする。

2 前項の寄附金受領証明書には、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特定寄附金の募集に係る結果の報告)

第8条 振興機構は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。なお、ホームページ上の公開をもって代えることができる。

(寄附の辞退)

第9条 振興機構は、寄附金が次の各号のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合には、当該寄附を辞退しなければならない。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益認定法第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合
- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、振興機構が著しく資金負担が生じる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、振興機構の業務の執行上支障があると認められる場合又は振興機構が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

2 寄附金の受領後に前項の各号のいずれかに該当することが判明した場合、振興機構は、当該寄附金を返還するものとする。

(情報公開)

第10条 振興機構が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第11条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、適正な情報管理に努めるものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施のため必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。